

## 新たな学校づくりで生じる市立学校跡地の活用について

### (1) 市立学校跡地の検討方法について

町田市では、2009年4月に策定した「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に沿って、町田市が所有する500㎡以上の未利用地・低未利用地の活用検討を行ってきました。今後の新たな学校づくりで生じる市立学校の跡地についても、この基本方針に沿って検討をしていきます。

市立学校は、基本方針の(3)にある周辺への影響が大きい市有財産に該当することから、跡地の活用を検討していく際には、地域のご意見を伺うとともに、民間事業者にも活用に関するヒアリングを行いながら、活用の検討を進めていきます。

#### 市有財産の戦略的活用に関する基本方針 ※抜粋

市有財産の活用にあたっては、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から、処分・貸付を積極的に行う。また、今後用途廃止が予定されている市有財産も同様に、用途を廃止する以前に有効活用の決定を図る。

市有財産を戦略的に活用するため、次の事項に留意する。

- (1) 処分・貸付にあたっては、不動産市場の動向、個別不動産の現状、民間企業の活用可能性等を踏まえ、既存施設の用途変更や条件付き売却等、幅広い活用を行う。
- (2) “まちづくりの観点”から必要に応じた都市計画の変更を視野に入れ、各種規制にとらわれない最善の活用方法を選択する。
- (3) 周辺への影響が大きい市有財産の活用においては、地域の意見を踏まえた活用を行う。
- (4) 持続的・効果的な不動産マネジメントを実現するため、市有財産に関する情報を集約・共有化し、適正な管理を行う。

### (2) 検討開始時期について

市立学校の跡地の活用は、避難施設の必要性の検討や都市計画上の用途の制限などがあることから、個別具体的な検討が必要となります。その検討には、新たな学校づくりを行う時期の社会状況や地域の状況をより反映するため、新たな学校づくりの具体的な検討に着手する時点で跡地の活用についても検討していきます。

### (3) 公共施設の基本方針について

町田市では、老朽化してきた多くの施設を一斉に更新（建替え・改修等）することが、厳しい財政上、困難であることを背景として、2016年3月に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための基本方針を示しました。公共施設の整備および維持管理については、この方針に沿って検討を行います。

#### 公共施設の基本方針 ※『公共施設等総合管理計画（基本計画）』

##### 1 施設総量の圧縮

施設のあり方の見直しや効果的な施設の再配置を行うことで、健全に維持管理できる施設総量（総延床面積）に圧縮する。原則、廃止を伴わない施設の新設は行わない。

- 2 ライフサイクルコストの縮減
- 3 官民連携によるサービス向上
- 4 既存資源の有効活用

